

毎週火、金曜日発行（但休日になるとき登日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保険医の登録
建設業者の登録
森林区施業計画及び森林区実施計画の変更
医療機関の指定
- ◇告示 昭和三十五年第三次二等陸、海、空士採用試験の日時及び場所
- ◇告示 児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部改正
- ◇電気訓令 鳥取県電気局公印規程の一部改正
- ◇公告 昭和三十五年鳥取県林業改良指導員資格試験合格者

告示

鳥取県告示第四百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。
昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録年月日
荻原 茂通	八頭郡河原町 河原	鳥医八〇七	昭和三十五年九月九日
吉田 通	気高郡青谷町	鳥函二〇七	〃
中本 彰司	米子市灘町三の七二	鳥医八〇八	〃
倉元 義人	〃 西町	〃 八〇九	〃

鳥取県告示第四百四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (ハ)第三四〇号	昭三五、七、二六	吳藤組	米子市立町三丁目	吳藤 哲郎
第四三七号	七、一八	(株)竹田組	〃 祇園町二丁目	竹田 政蔵
第一七二号	八、一	大佐古組	鳥取市栗谷町	大佐古 実
第一七七号	八、一	工営社	〃 西町	児玉 勢一
第五〇九号	六、二四	伯耆振興(株)	倉吉市海田	松岡徳太郎
第六七七号	七、二八	(有)向井工務店	〃 堺町	向井 務
第一四八号	七、二二	伯耆水道(有)	米子市久米町三一	木村勝三郎
第六八〇号	八、五	(有)岡森組	八頭郡家町延命寺	岡森浩太郎
第六七八号	八、五	(有)徳重組	気高郡鹿野町鹿野	徳重 実男
第六八一号	八、六	滝山組	岩美郡岩美町小田	滝山 幸栄
第六八二号	八、六	大柄組	日野郡日南町三栄	大柄千代蔵
第五一八号	八、一四	高垣組	八頭郡船岡町坂田	高木 国雄
第四三五号	七、一六	(有)千代田組	鳥取市川端四丁目	中村益太郎
第一八九号	八、一二	樋口工務店	〃 東品治町	樋口 伊吉
第五一六号	七、三一	正田工業(株)	岩美郡国府町麻生	田村 晴敏
第六八三号	八、九	垣谷建設	〃 岩美町河崎三五	垣谷重四郎

第一六九号	七、五	北条建設組	東伯郡北条町下神	高坪 亀蔵
第三四四号	八、二〇	(有)住田組	日野郡江府町大字佐川	住田 孝治
第一九七号	九、二	(有)村津建設	鳥取市片原二丁目	村津 民蔵
第一七九号	八、三一	徳田組	〃 横原	徳田 義延
第二二九号	九、二	小林工務所	岩美郡国府町麻生	小林 平蔵
第五二一号	九、二	八興建設(株)	鳥取市東品治町	小林 実
第六八四号	八、二五	日東建設	八頭郡佐治村大字小原四二	森下 健一
六八五号	八、二九	大森土木	〃 用瀬町江波	森田 静男
第五一九号	九、二	因伯建設(有)	八頭郡河原町佐貫	中山しづ子
第二二八号	九、二	(有)田中組	日野郡溝口町溝口	田中助三郎

鳥取県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十二条

第一項の規定により、森林区施業計画及び森林区実施計画を変更したから、同法第十三条第一項の規定により、次のとおりその変更に係る部分を公表する。

昭和三十三年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 森林区施業計画の変更に係る部分

昭和三十三年十二月二十七日付け鳥取県告示第六百九十五号森林区実施計画(一)一(一)森林区)のうち一、八、九森林区

昭和三十三年十二月二十七日付け鳥取県告示第六百九十五号森林区実施計画(一)二(一)森林区)のうち一六、二〇森林区

昭和三十三年十一月二十一日付け鳥取県告示第五
 五十一号森林区実施計画(二二、三〇森林区)のうち
 二四、二五、二八、二九、三〇森林区
 昭和三十二年十二月二十七日付け鳥取県告示第六百
 九十九号森林区実施計画(三一、四六森林区)のうち
 四〇、四三森林区

公表の場所

鳥取県農林部林務課

東部、中部及び西部山林事務所

二 森林区実施計画の変更に係る部分

昭和三十五年二月十九日付け鳥取県告示第六十八号

森林区実施計画(一、四六森林区)のうち二八、二九

指定年月日

昭和三十五年七月一日

米子市糞町二丁目一八の三

外科、整形外科、胃腸科、皮膚科、肛門科

辻谷 賢三

七月六日

境港市京町三四の一

内科、外科、放射線科

松野 昭市

七月十一日

米子市西福原二の一

小児科

中尾 博

八月三日

岩美郡岩美町大字蒲生九二の一三

内科

豊増 政晴

森林区

公表の場所

鳥取県農林部林務課

中部山林事務所

倉吉市役所、東伯町役場

鳥取県告示第四百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十

九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十四号

昭和三十五年第三次二等陸士、二等海士及び二等空
 士の採用試験の日時及び場所を、自衛隊法施行令(昭和
 二十九年政令第百十九号)第百十七条第一項の規定によ

一 普通試験場

(日 時)

昭和三十五年十月十八日(火) 午前八時三十分から

十月十九日(水)

十月二十二日(土)

十月二十三日(日)

二 特設試験場

(日 時)

昭和三十五年十月二十一日(金) 午前九時から

(注) 特設試験場では、筆記試験のみを行ない、これに合格した者は、(その場で発表し) 後日行なわれる普
 通試験場で身体検査及び口述試験を受けるものとする。(試験場の選択は、受験者の自由)

六月二十八日 柿坂医院若桜 出張所 八頭郡若桜町大字若桜 一、二、二五

内科、小児科、外科、耳鼻科、眼科 柿坂 猶介

り次のとおり定める。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(場 所)

鳥取市西町 醇風小学校

倉吉市堺町 倉吉東高等学校

日野郡日野町根雨 根雨小学校

米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

(場 所)

境港市明治町 境公民館

鳥取県告示第四百四十五号

児童福祉収容施設措置費の保護単価（昭和三十五年九月鳥取県告示第二百三号）の一部を次のように改正し、昭和三十五年八月一日から適用する。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表〔中〕

児童母子寮	丙	3,246	3,680	3,246	20世帯
を					

児童母子寮	丙	2,554	3,680	2,554	20世帯
に改める。					

電気事業訓令

鳥取県営電気事業訓令第一号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局公印規程（昭和三十二年七月鳥取県営電気事業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

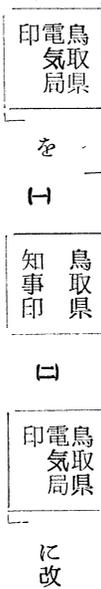
別表中

「電気局印 別図〔 方四五耗 業務課長」を

「知事印 別図〔 方二六ミリメートル 業務課長
電気局印 〃 〔 方四五 〃

に改め、同表のひな形欄中〔 〇 〕を〔 〇 〕とし、以下順次一ずつ繰り下げる。

同表ひな形中



め、〔 〇 〕を〔 〇 〕とし、以下順次一ずつ繰り下げる。

附 則

この訓令は、昭和三十五年九月十六日から施行する。

公 告

昭和三十五年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者は次のとおりである。

昭和三十五年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号 氏名 受験番号 氏名

一	前田 峯博	二	安木 哲
三	星川 繁広	六	服部 宏明
八	河本 義雄	一二	西崎 豊善
一八	森 勲	一九	梶川 達雄
二〇	森 良一	二二	浜本 昭次
二三	宮本 勲寛	二四	藤原鹿之助
二六	竹下 修	二八	本田誠之助
二九	安田津知男	三一	幅田 智
三二	林 正夫	三四	津村 千広